

20歳到達による国民年金第1号被保険者資格取得手続きの変更について

令和元年10月から、20歳になる方の国民年金第一号被保険者資格取得の手続きが変わりました！

変更前

対象者情報取得

- ・日本年金機構は、住民基本台帳情報から20歳になる方の情報を取得します。



届出勧奨

- ・日本年金機構は**20歳到達日の前月**に資格取得の届出勧奨を行います。
(資格取得届、手続き案内チラシを送付します。)



資格取得

- ・ご本人の届出による資格取得手続きとなります。
- ・届出が無い方は、**20歳到達日の翌月**に日本年金機構で職権適用を行い、資格取得処理を行います。
- ・資格取得後、年金手帳、保険料納付書等をお送ります。

変更後

対象者情報取得

- ・日本年金機構は、住民基本台帳情報から20歳になる方の情報を取得します。



資格取得

- ・ご本人からの届出を省略し、**20歳到達日**に日本年金機構で職権適用を行い、資格取得処理を行います。
- ・国民年金に加入したことのお知らせと合わせて、**20歳到達日の翌週末**に納付書、学生納付特例申請書、免除・猶予申請書、手続き案内チラシを送付します。別途年金手帳も送付します。
- ・学生納付特例の申請をする場合は、住民票のある市区役所、または町村役場、もしくは通学先の大学等が学生納付特例事務法人である場合は、通学先の大学等へ申請書を提出します。